

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領

(趣旨)

第1 この要領は、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号。以下「規則」という。）に基づく「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）」の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2 導入計画の認定の申請者（以下「申請者」という。）の資格及び申請手続きについては、次のとおりとする。

(1) 申請者の資格

申請者は、一般的な技術と比べ技術水準が高くモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有し、かつ、個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し、決定権と判断力を有する農業経営の主体である者とする。

(2) 申請手続き

ア 申請者は、導入計画認定申請書（様式第1号）を申請者が主に持続性の高い農業を導入しようとする農地を管轄する地域県民局地域農林水産部に提出する。

イ 導入計画には、次に掲げる書類を添付するものとする。

① 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置が判別できる地図（各ほ場で栽培する作物名がわかるもの）

② 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

ウ 導入計画の申請受付は、原則として毎月末を締切りとする。

(導入計画の認定)

第3 地域県民局地域農林水産部長は、申請者の資格及び申請のあった導入計画の妥当性を審査するため、持続性の高い農業生産方式導入計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を原則として受付翌月の20日までに開催する。

審査委員会の規程は地域県民局地域農林水産部長が定める。

2 審査委員会の審査の結果、申請のあった導入計画が、第4に掲げる基準に適合し、認定することが適当と判断したときは、地域県民局地域農林水産部長は知事名により当該導入計画を認定する。

3 地域県民局地域農林水産部長が導入計画の認定を行ったときは、当該申請者に通知（様式第2号）し、導入計画認定証（様式第3号）を交付する。

また、地域県民局地域農林水産部長は、9月末現在の認定状況を同年10月10日までに、12月末現在の認定状況を翌年1月10日までに、3月末現在の認定状況を同年4月10日までに食の安全・安心推進課長に通知（様式第4号）する。

- 4 知事が導入計画を認定しなかったときは、地域県民局地域農林水産部長は、当該申請者に通知（様式第5号）する。

（導入計画の認定基準）

第4 導入計画の認定基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 導入しようとする生産方式の内容が「青森県持続性の高い農業生産方式導入指針」に定める持続性の高い農業生産方式の内容に合致していること。
- (2) 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めること。
- (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。
- (4) 導入計画に記載されている設置する施設の規模、購入する機械や資材、その他の措置が導入計画に記載されている目標を達成するために適切なものであること。

（導入計画の変更）

第5 導入計画の認定を受けた者（以下「エコファーマー」という。）が、認定を受けた導入計画（以下「認定導入計画」という。）について、法第5条第1項に基づき、変更をしようとするときは、導入計画変更認定申請書（様式第6号）を地域県民局地域農林水産部長に提出し、知事の認定を得なければならない。

2 認定を必要とする変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 作物別生産方式導入計画のうち、持続性の高い農業生産方式の導入作物及び導入面積についての変更
- (2) 持続性の高い農業生産方式を構成する技術の変更

3 導入計画の変更の認定に係る手続きは、第2及び第3に準じる。

4 導入計画の変更の認定基準は、第4に準じる。

（報告）

第6 地域県民局地域農林水産部長は、必要に応じエコファーマーに対し認定導入計画の実施状況について期間を定めて報告を求めることができる。

2 エコファーマーは、地域県民局地域農林水産部長から指示があった場合には、導入計画実施状況報告書（様式第7号）に基づき、期間内に地域県民局地域農林水産部長へ提出するものとする。

また、エコファーマーであって、目標年度に達するなどにより新たな導入計画を作成し認定の申請を行う者は、これまでの導入計画の実施状況について、導入計画実施状況報告書により報告するものとし、新たな導入計画認定申請書と共に地域県民局地域農林水産部長に提出する。

3 地域県民局地域農林水産部長は、必要がある場合には、エコファーマーが導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っているかどうか、現地調査を行い、導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められるときは、認定導入計画を達成するよう必要な助言・指導に努め、達成が困難と見込まれる場合には、導入計画の変更等について指導を行う。

(認定の取り消し)

第7 第6第3項による現地調査及び指導の結果、エコファーマーが導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行うことができないと認めるときは、審査委員会を開催し、導入計画の取り消しについて審査する。

2 審査委員会が認定を取り消すことが適当と判断したときは、地域県民局地域農林水産部長は、知事名により導入計画の認定を取り消す。

3 地域県民局地域農林水産部長は、導入計画の認定を取り消した場合、当該申請者へ通知(様式第8号)するとともに、食の安全・安心推進課に通知(様式第9号)する。

(援助)

第8 地域県民局地域農林水産部長は、導入計画を作成しようとする農業者に対して必要な指導・助言を行い、導入計画が認定されたときには、その達成を促進するため必要に応じ指導・助言及び巡回による技術指導等の援助を行う。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成12年5月30日から施行する。

この要領は、平成13年4月10日から施行する。

この要領は、平成13年11月21日から施行する。

この要領は、平成15年7月23日から施行する。

この要領は、平成17年4月22日から施行する。

この要領は、平成18年6月7日から施行する。

この要領は、平成19年1月5日から施行する。

この要領は、平成20年2月4日から施行する。

この要領の一部改正は、平成22年4月12日から施行する。

この要領の一部改正は、平成22年6月3日から施行する。

(様式第1号)

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定申請書

年 月 日

青森県知事

殿

(申請者)

郵便番号 〒 —

住 所

電話番号

氏^ふり^がな^な
氏 名



持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項、第2項及び青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第2第1項(2)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

[※ 目標年度に達するなどにより新たな導入計画を作成し申請する場合]

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項、第2項及び青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第2第1項(2)及び第6第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(別記様式)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

(目標：平成 年度)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 (年齢： 歳)

農業経営基盤強化促進法による認定の有無 有 無

エコファーマー認定履歴 有(認定番号： 、平成 年度～ 年度)、無

所属団体名 (集団での取組みの場合に記載)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

	水 田	普 通 畑	樹 園 地	そ の 他	合 計
経 営 面 積	a	a	a	a	a
労 働 力	事業従事者 男 人(うち専従者 人)、女 人(うち専従者 人)				

注「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

		1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	目 標 年 度 (年 度)
生 産 方 式 導 入 作 物		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
小 計		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
そ の 他 作 物						
合 計						

注1 目標年度は、原則として5年後とすること。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収 量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	目標	有機質資材施用技術 (導入)	t /10a kgN/10a
		(現行)	t /10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術 (導入)	kgN/10a
		(現行)	kgN/10a
		化学農薬低減技術 (導入)	成分回数
			(現行)
	目標	有機質資材施用技術 (導入)	t /10a kgN/10a
		(現行)	t /10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術 (導入)	kgN/10a
		(現行)	kgN/10a
		化学農薬低減技術 (導入)	成分回数
			(現行)

注1 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

3 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。

4 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。

- 5 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。
- 6 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には現行の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。
- ① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
 - ② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料（窒素成分）の総投入量
 - ③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用成分回数の合計

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
そ の 他 作 物		
合 計		

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項
(1)たい肥等利用計画

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
現 状		t	t	
目 標				

注1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくずたい肥）を記入すること。

2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種 類・能 力	台 数	種 類・能 力	台 数	実 施 時 期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備考
		千円			
合計					

- 注1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。
2 「資金種類」には、自己資金、制度資金(資金名を併記)その他の区分を記入すること。
3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。
4 「償還条件等」には、償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間を記入すること。
5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

--

注 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入すること。

[添付資料]

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図(各ほ場で栽培する作物名が分かるもの)
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

(様式第2号)

番 号
年 月 日

(申 請 者) 様

地域県民局地域農林水産部長

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定結果について（通知）

あなたから平成 年 月 日に認定申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入計画を、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項の規定及び青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領（以下「認定要領」という。）第3第2項の規定に基づき審査したところ、適切と認められましたので、別添の「持続性の高い農業生産方式導入計画認定証」を送付します。

なお、認定要領第5第2項の規定により導入計画を変更するときは、様式第6号により直ちに申請してください。

※ 認定証を添付

認定番号 ○○-○○○○○号



青森県持続性の高い農業生産方式 導入計画認定証

作物名

住所

氏名

あなたから平成 年 月 日に認定申請のあった「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項の規定及び青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第3第2項の規定に基づき、認定します。

認定の有効期間 平成 年度末まで

平成 年 月 日

青森県知事

印

※1 県章は、緑色で塗る。

2 「認定の有効期間」は、「導入計画の目標年度」を記載する。

※ 認定番号については地域県民局地域農林水産部毎に

東青地域県民局地位農林水産部	東青－〇〇号
中南地域県民局地域農林水産部	中南－〇〇号
三八地域県民局地域農林水産部	三八－〇〇号
西北地域県民局地域農林水産部	西北－〇〇号
上北地域県民局地域農林水産部	上北－〇〇号
下北地域県民局地域農林水産部	下北－〇〇号

とする。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

食の安全・安心推進課長 殿

地域県民局地域農林水産部長

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況について（通知）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項の規定及び青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第3第2項の規定に基づく認定の状況は、下記のとおりです。

記

平成 年 月 末の導入計画の認定状況 別添のとおり

〔内容：①市町村毎の認定者数 ②主たる作目毎の認定者数 ③主たる作物毎の取組面積
④作物毎の取組面積 ⑤認定者の計画内容 ⑥新たに認定を受けない認定者〕

※ 通知期限：9月末現在：同年10月10日、12月末現在：翌年1月10日、3月末現在：同年4月10日

[参考]

様式 (例)

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定状況

1 認定者

〇〇地域県民局 ※ 9月末現在の認定状況は同年10月10日まで、12月末現在の認定状況は翌年1月10日まで、3月末現在の認定状況は同年4月10日まで市町村、食の安全・安心推進課へ通知する。
 (なお、前回受けた認定が終了となり、新たに認定を受けていない農業者については、別シートに記載すること)

＜項目説明＞

○前回認定終了年度
 ※ 入力する数値は、小文字でお願いします。
 ※ 項目の中で「有無」を記入するより「有」の場合に「1」と記入してください。「無」の場合は記入しない。

○主たる作物
 ※ 取組み中で主たるものを1つ選択
 ※ 作物名を入力する際は、必ず次のとおり記載(漢字、ひらがな、カタカナを一致)すること

○主たる作物及び取組面積(作物名、面積)
 ※ 取組面積について、作物が6つ以上ある場合は、5つ目以降を、「その他」としてまとめて記載する。
 ※ 作物名を入力する際は、必ず次のとおり記載(漢字、ひらがな、カタカナを一致)すること

水稲	野菜類	果実類
麦類	野菜類	果実類
豆類	野菜類	根菜類
いも類	果樹	
	工業作物	
	花き	
	その他	

水稲	だいこん	はくさい	メロン	スイカ	日本なし	ユリ	その他
小麦	ばれいしょ	ねぎ	トマト	こまつな	もも	かんぱんじゅ	※その他は整理上
大豆	にんじん	レタス	きゅうり	アスパラガス	アスパラガス	アスパラガス	
あずき	ごぼう	ほうれんそう	なす	からめ	すもも	アスパラガス	
そば	かぶ	しんじゆ	かぼちや	食用菊	キク	リンドウ	
なたね	ながいも	ブロッコリー	いちご	りんご	パサ	スターチス	
はとむぎ	やまといも	スイートコーン	ピーマン	ぶどう	かんぱんじゅ	かんぱんじゅ	
ホドイモ	にんにく	アスパラガス	えだまめ	おうとう	キョウリン	キョウリン	
薬たばこ	キャベツ	すいゆ	きやんどう	西洋なし	西洋なし	西洋なし	

＜集計表＞

市町村名	市町村名	主たる作物	年齢	主たる作物
〇	〇	水稲	～29	水稲
〇	〇	麦類	30～39	小麦
〇	〇	豆類	40～49	大豆
〇	〇	いも類	50～59	あずき
〇	〇	野菜類	60～69	そば
〇	〇	野菜果	70～	なたね
〇	〇	野菜根	合計	はとむぎ
〇	〇	果樹		ホドイモ
〇	〇	工業作物		薬たばこ
〇	〇	花き		だいこん
〇	〇	その他		レタス
〇	〇	合計		ほうれんそう
				しんじゆ

人数	終了数	家数数	法人数	経営面積	取組面積
〇	〇	〇	〇	〇	〇

作物毎の取組面積	水稲	小麦	大豆	あずき	そば	なたね	はとむぎ	ホドイモ	薬たばこ	だいこん	レタス	ほうれんそう	しんじゆ
水稲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
小麦	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大豆	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
あずき	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
そば	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
なたね	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
はとむぎ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ホドイモ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
薬たばこ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
だいこん	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
レタス	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ほうれんそう	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
しんじゆ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

番号	県民局	市町村	前回認定終了年度	認定日	変更認定日	満了年度	主たる作物	氏名	法人	年齢	経営面積	作物名①	面積①	作物名②	面積②	作物名③	面積③	作物名④	面積④	作物名⑤	面積⑤	現状

目標 (千円)	持続性の高い農業生産技術										改良資金	認定農業者 (基盤法)	団体名 (県民取組)									
	①土づくり	②化学肥料	③化学農薬			④化学農薬																
	たい肥	緑肥	局所	肥効	有機	温湯	機械除草	除草動物	生物農薬	対抗植物	抵抗品種	熟利用	光利用	被覆	フェロモン	マルチ	土壌消毒					

2 新たに認定を受けない認定者

〇〇地域県民局 ※ 前回受けた認定が終了となり、新たに認定を受けていない農業者を記載する。

認定番号	県民局	市町村	前回認定終了年度	認定日	過去の認定状況	主たる作物	氏名	法人	年齢	経営面積	作物名①	面積①	作物名②	面積②	作物名③	面積③	作物名④	面積④	作物名⑤	面積⑤	農業所得	

目標 (千円)	持続性の高い農業生産技術										改良資金	認定農業者 (基盤法)	団体名 (県民取組)									
	①土づくり	②化学肥料	③化学農薬			④化学農薬																
	たい肥	緑肥	局所	肥効	有機	温湯	機械除草	除草動物	生物農薬	対抗植物	抵抗品種	熟利用	光利用	被覆	フェロモン	マルチ	土壌消毒					

(様式第5号)

番 号
年 月 日

(申 請 者) 様

地域県民局地域農林水産部長

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定結果について (通知)

あなたから平成 年 月 日に認定申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入計画を持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第3項の規定及び青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第3第2項の規定に基づき審査したところ、次の理由により認定できませんので通知します。

(導入計画を認定できない理由)

(様式第6号)

年 月 日

青森県知事

殿

(申請者)

郵便番号 〒 —

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

印

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画変更認定申請書

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第5第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- ※ 変更導入計画の様式は申請時のものに準じる。
ただし標題を「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（変更）」とする。
変更前の計画も添付する。

(様式第7号)

年 月 日

青森県知事

殿

(報告者)

郵便番号 〒 ー

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名



青森県持続性の高い農業生産方式導入計画実施状況報告書

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第6第2項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(別記様式)

持続性の高い農業生産方式の導入計画実施状況報告
(目標：平成 年度、取組み 年目)

住 所 _____

氏 名 _____

認定番号 _____

所属団体名(集団での取組みの場合に記載) _____

1 持続性の高い農業生産方式の導入の実施状況

(1) 農業経営の概況

	水 田	普通畑	樹 園 地	その他	合 計
経 営 面 積	a	a	a	a	a
労 働 力	事業従事者 男 人(うち専従者 人)、女 人(うち専従者 人)				

注「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入の状況

		現状(計画時)	目標(計画時)	実績(年)	備 考
生 産 方 式 導 入 作 物		a	a	a	
		a	a	a	
小 計		a	a	a	
		a	a	a	
そ の 他 作 物					
合 計					

注1 現状は計画時の現状欄、目標は計画時の目標年度の数値を記入すること。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入した農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しなかった農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収 量	導入した生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	導入後	有機質資材施用技術 (導入後)	t /10a kgN/10a
		(計画)	t /10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術 (導入後)	kgN/10a
		(計画)	kgN/10a
	計画目標	化学農薬低減技術 (導入後)	成分回数
		(計画)	成分回数
	導入後	有機質資材施用技術 (導入後)	t /10a kgN/10a
		(計画)	t /10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術 (導入後)	kgN/10a
		(計画)	kgN/10a
	計画目標	化学農薬低減技術 (導入後)	成分回数
		(計画)	成分回数

注1 「収量」については、導入した生産方式における収量の平均を記入し、「計画目標」には導入計画の収量目標を記入すること。

2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

3 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。

4 「化学肥料低減技術」には、導入した技術の具体的な内容、施用した肥料等を記入すること。

- 5 「化学農薬低減技術」には、導入した技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。
- 6 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には導入計画の目標の使用の量及び回数を記入すること。
- ① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量の状況
 - ② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料（窒素成分）の総投入量の状況
 - ③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用成分回数の合計の状況

(4) 農業所得の状況

	導入後の現状	導入計画目標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物		
合計		

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 資金調達の状況

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備考
		千円			
合計					

- 注1 「資金使途」には、整備した機械又は施設の一般的な名称を記入すること。
- 2 「資金種類」には、自己資金、制度資金(資金名を併記)その他の区分を記入すること。
- 3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。
- 4 「償還条件等」には、償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間を記入すること。
- 5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 目標未達成の技術等の原因及び改善策

作物名	項目(技術及び所得)	原因及び改善策

(様式第8号)

番 号
年 月 日

(当 該 者) 様

青 森 県 知 事

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画の認定取り消しについて(通知)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項の規定及び青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領（以下「認定要領」という。）第3第2項の規定に基づき 年 月 日認定番号 号で認定しました導入計画について、認定要領第7第2項の規定により認定を取り消します。

(導入計画の認定取り消し理由)

(様式第9号)

番 号
年 月 日

食の安全・安心推進課長 殿

地域県民局地域農林水産部長

青森県持続性の高い農業生産方式導入計画の認定取り消しについて(通知)

このことについて、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項の規定及び青森県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領第3第2項の規定に基づき認定していましたが、同第7第2項の規定により認定を取り消しましたので、通知します。

記

認定番号	氏 名	住 所	認定取り消しの理由